

議案第34号

佐野市奨学金貸与条例の改正について

佐野市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

佐野市奨学金貸与条例（令和元年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び第5学年の部分」を「、第5学年及び専攻科」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条第2号の規定は、この条例の施行の日以後に決定する奨学生に係る奨学金について適用し、同日前に決定した奨学生に係る奨学金については、なお従前の例による。

理 由

奨学金の貸与資格を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第34号参考資料

佐野市奨学金貸与条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(貸与資格)</p> <p>第4条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等専門学校(第4学年及び<u>第5学年の部分</u>に限る。)、大学(大学院を除く。)又は専修学校に在学し、又は入学しようとする者であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(貸与資格)</p> <p>第4条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等専門学校(第4学年、<u>第5学年及び専攻科</u>に限る。)、大学(大学院を除く。)又は専修学校に在学し、又は入学しようとする者であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>